

株式会社海外需要開拓支援機構法第四条第三項の倍数を定める政令案要綱

一 株式会社海外需要開拓支援機構の借入金及び社債発行の限度額を得るために当該機構の資本金及び準備金の額の合計額に乗じる倍数は、一とすること。
(本則関係)

二 この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行すること。
(附則関係)

政令第 号

株式会社海外需要開拓支援機構法第四条第三項の倍数を定める政令

内閣は、株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外需要開拓支援機構法第四条第三項の政令で定める倍数は、一とする。

附 則

この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行する。

理由

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行に伴い、株式会社海外需要開拓支援機構の借入金及び社債発行の限度額に係る倍数を定める必要があるからである。

株式会社海外需要開拓支援機構法第四条第三項の倍数を定める政令 参照条文

(参照法令一覧)

○株式会社海外需要開拓支援機構法(平成二十五年法律第五十一号)

..... 1

○株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）抄

（株式、社債及び借入金の認可等）

第四条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定する募集株式（第四十四条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十四条及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。

